

事務分掌一覽

教育長	副村長	村長
山口 廣	平形 郁雄	後藤 幸三

地域振興課				総 務 課				課名
地 域 振 興 係				庶 務 係・財 政 係				担当事務内容
企画調整・広報・ 商工振興・地域づ くり・統計調査・ 土地対策・運輸対 策・観光行政・情 報政策・むらの中 心地づくり・道の駅 周辺整備事業・環 境対策・景観対策・ 消費者対策・地方 創生・移住定住・ ふるさと納税・交 流事業				人事・予算統制・ 儀式褒賞・公印管 理・条例規則・栄 典事務・消防・防 災・防犯交通・防 災行政無線・町村 会・自衛官募集・ 財務財政・地方債・ 地方交付税・譲与 税・交付金・公有 財産管理・庁舎管 理・庁有車管理・ 情報公開・個人情報 保護・避難者受 入・入札審査会				
主事補 野上 太一	主任 林 佐智世	係長 (育休中) 廣田 亜美	係長 後藤 政樹	係長 塚越 政義	係長 武田 和也	補佐 武田 昌明	課長 林 隆文	職名 氏 名
							任用職員 任用年度 任用職員	

課名		職名	氏名
担当事務内容			
課長		管理栄養士 (再任用)	藤井なおみ
係長		認定調査員	松井 直美
係長		任用職員	林 明美
係長		任用職員	関 優河
係長		任用職員	島田由喜枝
係長		任用職員	小倉 千明
係長		任用職員	大淵 初美
係長		任用職員	飯野ようこ
係長		任用職員	星野 佳美
係長		任用職員	田中あや子
係長		任用職員	関 芳子
係長		任用職員	倉田 純子
係長		任用職員	山野井久美子
係長		任用職員	大木 稀泉
係長		任用職員	萩原 江美
係長		任用職員	加部 葵
係長		任用職員	青柳 彩香

議会事務局		教 育 委 員 会										課 名				
		こども園					学 校		給食センター			担 当 事 務 内 容				
議 会 事 務	保 育	教 育 ・ 保 育	教 務	園 内 総 轄		高 山 小 学 校 用 務		学 校 給 食 セ ン タ ー の 運 営 管 理					職 名 氏 名			
局 長 後 藤 好 書 記 林 大 生 (総務課係長兼任)	任用職 保育士 会計年度	林 祐紀	任用職 保育教諭 (主任) 保育教諭 (主事) 任用職 保育教諭 (再任用)	木 村 朋 子	平 形 望	町 田 茜	任用職 保育教諭 (主任) 任用職 保育教諭 (係長)	田 村 留 美 子	石 坂 満 次	任用職 園長 任用職 園長	任用職 用務員 任用職 用務員	茂 木 由 美 子		任用職 係 長 任用職 調理員 任用職 調理員 任用職 調理員	平 形 和 彦	小 渕 里 枝

(令和三年四月一日)

保健みらい課	住 民 課	税 務 会 計 課
保 健 係・福 祉 係	住 民 係・保 険 係	税 務 係・出 納 係
社会福祉・生活保護・老人福祉・包括支援センター・障害者福祉・児童福祉・児童館・保育所・児童センター・保健予防事業・栄養指導事業	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・証明・旅券申請・マイナンバーカード申請・人権擁護・埋火葬許可・災害救助・環境衛生・狂犬病予防・遺族援助・福祉医療・国民年金・その他窓口事務・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療	住民税・固定資産税・国保税・特別土地保有税・軽自動車税・諸税・証明・出納事務全般・村税等取納
課 長 割田 信一 補 佐 星野 哲也 主 事 武淵ちひろ (保健師) 星野千香子 (参事) 小野 恵美 (保健師) 前村利世子 (主任) 佐々木優実 (栄養士)	課 長 飯塚 欣也 補 佐 都筑みゆき 係 長 石坂 唯 係 長 後藤 裕之 係 長 倉田 詩織 主 任 齊藤 瑞代	会計管理 者兼課長 星野 茂樹 補 佐 本間 尚也 補 佐 鈴木 伸恵 係 長 倉品 隆史 係 長 松井 智良 主 事 高橋 美紀 再任用 山口 珠枝

教 育 課	建 設 課	農 林 課
学 校 教 育 係・社 会 教 育 係	建 設 係・上 下 水 道 係・地 籍 調 査 係	農 政 係・林 務 係
教育委員会事務・教育大綱・教育行政方針・生涯学習(学校教育係) 教職員人事・学校施設管理・育英事業・中学生海外派遣等 (社会教育係) 家庭教育・青少年教育・人権教育・文化スポーツ振興・社会教育施設管理・文化財保護・図書室運営等	土木建設・道路・橋りょう・河川・災害復旧・村営住宅・法定外公共物・上下水道・国土調査・用地管理・空き家対策	農業振興・農業基盤整備・農業金融・畜産振興及び牧場管理・農業団体・水田農業・水産業・農業用水・有害鳥獣・林業振興・分収造林・林業団体・治山・林道
課 長 金井 等 補 佐 大淵 俊幸 (特別派遣社会教育主事) 山野井 崇 (吾妻教育事務所から派遣) 係 長 星野 香澄 係 長 飯塚 涼 再任用 佐藤 章彦 任用職員 寺田真奈実	課 長 飯塚優一郎 参 事 松井 信之 補 佐 香川 正和 補 佐 山岸 孝宏 係 長 山田 清隆 係 長 廣田 和則 任用職員 村田 健太	課 長 平形 英俊 補 佐 山岸 栄 補 佐 座木 光代 係 長 平形 好崇 主 事 林 康仁 主 事 小林 市臣

農業委員会事務局	固定資産評価審査委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
農業委員会 農業者年金	固定資産評価審査委員会事務	監査委員事務	選挙管理委員会事務
局 長 平形 英俊 (農林課長兼任) 書 記 座木 光代 (農林課補佐兼任)	書 記 後藤 好 (議会議務局長兼任)	書 記 後藤 好 (議会議務局長兼任)	書記長 割田 眞 (総務課長兼任) 書 記 都筑喜久雄 (総務課補佐兼任) 書 記 林 大生 (総務課係長兼任) 書 記 武淵 ゆい (総務課主任兼任)

群馬県総務部 市町村課	群馬県 派遣	主任 河原田英華
----------------	-----------	----------

吾妻広域町村圏振興整備組合派遣 吾妻養護老人ホーム	所 長 鈴木 啓三
------------------------------	-----------

高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも永年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況などにより自己負担額やサービス内容が異なる場合もあります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、ご不明な点は各担当課へお問い合わせください。(令和3年4月現在)

◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

①支給対象者

毎年4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方

- (1)高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。
- (2)介護保険法による介護認定の要介護4又は5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所及び入院等の通算日数が100日を超えないものであること。

②介護慰労金の額

要介護4の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額30万円以内です。

※1回あたりの支給額(要介護4…65,000円/要介護5…75,000円)

※詳しくは住民課(☎63-2111)までお問い合わせください。

◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者

- (1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯
- (2)生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯

②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者

- (1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯
- (2)前年所得税非課税の世帯

③対象工事

高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用

④助成率及び助成限度額

助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円

⑤その他の事項

- (1)高山村重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱による補助金と併せて交付を受けることはできない。
- (2)介護保険制度における居宅介護(支援)住宅改修費と併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする

※詳しくは住民課(☎63-2111)・保健みらい課(☎63-1311)までお問い合わせください。

◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者及び身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両を購入する場合補助金を支給します。

①**支給対象** 次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。

(1)高山村に在住し住所を有する方

(2)次のいずれかに該当する世帯の要介護者及び介護家族

ア おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯

イ 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障がい者、又は下肢及び体幹重複障がい者のいる世帯

②**補助率及び補助限度額** 補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

※詳しくは保健みらい課(☎63-1311)までお問い合わせください。

◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

①**設置対象者** 高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方

(1)おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者

(2)ひとり暮らしの重度身体障がい者

(3)その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯

②**設置費用及び利用料** 全額村が負担(村の指定業者が設置)

※詳しくは保健みらい課(☎63-1311)までお問い合わせください。

◎徘徊高齢者探索システム助成事業

認知症等により徘徊がある高齢者を在宅で介護を行い、徘徊高齢者探索システムを運営する民間事業者と契約を行っている家族等に対して利用費用等を助成します。

①**対象者** 高山村の介護保険の被保険者の介護者であって、次の要件のいずれかに該当する方

(1)65歳以上の在宅の徘徊高齢者を在宅で介護している家族で、高齢者が徘徊した際、位置の確認後迎えに行ける方

(2)その他村長が特に必要と認めた方

②**助成金額**

(1)**初期登録費用** 運用事業者の位置情報提供サービスに係る登録費用及び専用付属品にかかる費用の範囲内で、7,560円を限度とし、徘徊高齢者に対して1回限り。

(2)**利用費用** 月額2,052円を限度とし、2,052円を超える利用料金、電話での位置情報提供料金、現場急行料金は助成の対象外となります。

※詳しくは保健みらい課(☎63-1311)までお問い合わせください。

◎寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の介護を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1)介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
- (2)高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②利用券の限度額 1カ月あたり、5,000円(村が指定する業者でのみ使用可能)

※詳しくは保健みらい課(☎63-1311)までお問い合わせください。

◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の排尿及び排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1)介護保険法による介護認定の要支援1以上に該当する方
- (2)高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②現物給付の額(1カ月当たり)

- | | |
|------------------|--------|
| (1)要支援1及び2の方 | 3,000円 |
| (2)要介護度1及び2の方 | 3,000円 |
| (3)要介護度3及び5の方 | 5,000円 |
| (4)身体障害者手帳3級以上の方 | 5,000円 |
| (5)療育手帳A判定の方 | 5,000円 |

※詳しくは保健みらい課(☎63-1311)までお問い合わせください。

◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

①配食対象者 高山村内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者等で、栄養改善や見守りが必要な介護サービスの必要性があると思われる方

②配食の方法 昼食を月曜日から金曜日(祝祭日等は除く。)の希望する日にご自宅にお届けします。

③利用料金 1食300円(利用者負担額)

※詳しくは保健みらい課(☎63-1311)までお問い合わせください。

◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割り引いて販売します。

①**対象者** 高山村に住所を有する65歳以上の方

②**販売価格** 通常価格3,000円を2,000円で販売します。

※詳しくは住民課(☎63-2111)までお問い合わせください。

◎ぐーちょきシニアパスポート事業(県実施事業)

群馬県では、高齢者の積極的な外出を促すために、協賛店舗に提示すれば割引などの優遇措置が受けられる「ぐーちょきシニアパスポート」の配布を実施しています。

①**対象者** 県内に住所を有する65歳以上で、配布を希望する方

②**配布場所** 役場住民課窓口・保健福祉センター(運転免許証など本人確認ができるものを持参してください)

③**サービス内容** 協賛店舗によってサービス内容は異なります。協賛店舗とサービス内容の一覧を希望される方には、パスポート配布の際に併せてお渡しします。

※詳しくは保健みらい課(☎63-1311)、もしくは県庁介護高齢課(☎027-226-2576)までお問い合わせください。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

令和3年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、生後91日以上の子犬を飼っている方は最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布いたしますので、通知書(ハガキ)を会場へ持参くださるようお願いいたします。

期日	会 場	時 間
5月17日(月)	火の口公民館	9:00 ~ 9:10
	農協旧尻高支所(熊野)	9:20 ~ 9:35
	北之谷住民センター	9:45 ~ 10:00
	基幹集落センター(戸室)	10:10 ~ 10:25
	関田住民センター	10:35 ~ 10:50
	役原地区住民センター	11:00 ~ 11:15
	高山村役場	11:25 ~ 11:50

期日	会 場	時 間
5月18日(火)	五領公民館	9:00 ~ 9:25
	新田地区集会所	9:35 ~ 10:00
	本宿公民館	10:10 ~ 10:35
	原住民センター	10:45 ~ 11:00
	梅沢集会所	11:10 ~ 11:25
	茶屋ヶ松集会所	11:35 ~ 11:45

☆手数料 ・注射のみ (登録済みの犬) 注射料 3,500円
・登録と注射(登録の済んでいない犬) 登録・注射料 6,500円

☆犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。

☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。

☆運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけてください。

☆本年度の集合による登録及び注射は、5月と10月の年2回を予定しています。

☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。

☆動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。

☆4・5・6月は狂犬病予防注射月間です。注射はお早めにお受けください。

☆昨年度、秋季に延期した方も上記の期間に注射をお願いします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎63-2111(内線62)

高山村農業振興協議会関連補助事業の案内について

高山村農業振興協議会では、農業の振興を促進するための事業を行うのに要する経費の負担を軽減するため、農業者及び各種団体へ補助金を交付しますのでご活用ください。

●補助事業の種類

補助事業の種類	補 助 率
1. 農業経営に必要な運転資金の借入金の利子補給	借入利息の50%以内 制度資金以外 1年間
2. 生産資材(パイプハウス)の購入資金補助	50%又は10万円の低い額
3. 新規作物導入資金の補助	50%以内(新規導入作物は3年間とする)
4. 各種農業団体の先進地視察等の補助(年1回限り)	50%以内
5. 特産物の研究加工販売に対する補助	80%又は50万円の低い額
6. 各種団体の運営資金	1団体12万円以内
7. その他会長及び委員長が認めたもの	

(8. その他、については、限度額15万円、又は50%の低い額)

●補助の取り消し(全部又は一部)について

- ①補助金を本来の目的ではなく他の用途に使用したとき
- ②補助金交付の条件に違背したとき

●申請方法について

補助金交付を希望される場合は申請書類等に必要事項を記入のうえ役場農林課へ令和3年5月31日(月)までに提出してください。

●書類の審査方法について

高山村農業振興協議会審査委員会において事業計画の妥当性や実現性について審査を行い決定されます。

●補助金の交付

この補助金は高山村農業振興協議会補助金交付要綱に基づく交付となります。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎ 0279 - 26 - 7951(直通)

高山村パイプハウス貸付事業について

●事業の目的

当事業では、村が購入したパイプハウスを希望する方に貸し付けることにより、施設導入に係る初期投資のお手伝いとして施設購入費の10分の6の額を借受者負担とし、これを分割返済することにより負担の軽減を図り、施設による農作物の栽培を推進するものです。

●貸付を行うパイプハウスの部材

パイプ及びフィルムとします。

●貸付期間 10年間です。貸付料の返済が終了したときは、パイプハウスの返却は求めません。

●貸付対象となる方の要件

①村内に住所を有する個人及び団体で、今後10年以

上に亘り出荷・販売を目的とする農作物の栽培に取り組む見込みのある方

②村税等に滞納がない方

③パイプハウスの組立費用は借受け者が負担してください

④借受者は共済組合等の保証制度に加入してください

⑤借受期間中④に該当しない軽微な修繕費についても借受け者が負担してください

●貸付申請書の受付

申請受付期限：令和3年5月31日(月)まで

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎ 0279 - 26 - 7951(直通)

高山村 6 次産業推進事業補助金について

高山村では、村内の農産物を活用した6次産業に取り組む農業者等への支援により、特産品の創出や本村の農業の活性化を図ることも目的として、補助金を交付します。村内の農産物を活用する新たな商品の開発などを検討されている方はご活用ください。

●補助対象者

農業者又は農業者の組織する団体で次の要件を満たしている方

- ①高山村に住所を有し世帯全員が村税及び使用料等を滞納していないこと
- ②農業者の組織する団体にあつては構成員の世帯全員が村税及び使用料等の滞納がなく、組織及び運営に関する規約等が定められていること

●補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業です。

- ①商品の企画・開発に関する事業
- ②販路の拡大に関する事業

- ③農産物等加工施設の新設及び改修等に関する事業
- ④地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業
- ⑤農産物直売施設等の新設及び改修等に関する事業
- ⑥加工及び販売に係る機械設備等の導入・整備に関する事業

●補助率及び補助額

補助対象事業に要する経費の50%以内で1事業あたり300万円を限度

●事業期間

事業申請の年度内に完了する事業

●申請方法

高山村役場農林課へ申請書を提出してください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎ 0279 - 26 - 7951 (直通)

住宅リフォーム補助金の募集について

令和3年度住宅リフォーム補助金の申請を下記のとおり受け付けます。住宅の機能向上のための修繕、改築、増築を実施する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

●受付期間 令和3年11月26日まで

●補助対象 個人住宅、併用住宅の個人住宅、空き家のリフォーム

●補助条件 村民であること、村内業者の施工、5年以上住宅を利用することなど

●補助金額 工事費の20% (上限50万円)

●その他 補助金申請前に工事を始めた場合や1度利用した方は、補助対象外となります。

※詳細は高山村役場 建設課までお問い合わせください。

耐震診断の募集について

高山村内に建築された木造住宅の所有者で、耐震診断を希望する方に対し、耐震診断士を派遣し耐震診断を実施いたします。

●募集戸数 2戸 (先着順)

●対象住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた戸建の住宅
在来軸組工法による木造平屋建てまたは木造2階建て住宅

過去にこの要綱に基づき耐震診断を受けていない住宅

●費用負担

県から派遣される診断士の交通費は個人負担となります。

《お問い合わせ先》 高山村役場 建設課 住宅係 ☎ 0279 - 63 - 2111

第11回特別弔慰金の申請はお済みですか

戦争で亡くなられた軍人・軍属などのご遺族へ、特別弔慰金が国債により支給されます。

- **国債の名称** 第11回特別弔慰金国庫債券「い」号
- **支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債
- **支給対象者** 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人
 - ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
 - ②戦没者などの子
 - ③戦没者の死亡時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - ④上記3以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - ⑤上記1～4以外の3親等内の親族(戦没者などの死亡時までに引き続き1年以上生計を共にしていた人に限ります)
- **請求期限** 令和5年3月31日まで
- **請求手続先** 高山村役場住民課

《お問い合わせ先》 群馬県健康福祉部国保援護課 ☎ 027 - 226 - 2681

マイナンバーカード交付時の注意事項

本人がマイナンバーカードを受け取りに来られない場合は、代理人交付が可能です。カード申請者の**本人確認書類のコピーや、代理人の本人確認書類だけでは交付が出来ません。**

必ず申請者および代理人の本人確認書類の原本をお持ちいただき、提示をお願いいたします。

◎本人確認書類について

- **1点でよいもの**…運転免許証、パスポート、在留カード 等
- **2点でよいもの**…健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証 等
(例：保険証と年金手帳、保険証と学生証、保険証と福祉医療など **2点**ご用意ください)

※窓口が混み合いますと、マイナンバーカードの交付にお時間をいただく場合がございます。

来庁前に、電話連絡をいただくとスムーズに交付手続きが行えます。



◆◆通知カードの返却をお願いいたします◆◆

マイナンバーカード交付の際に、
通知カードをご自宅に
忘れてしまった方は、住民課窓口まで
返却をお願いいたします。

通知カードがお手元になく、
紛失届を提出された方は結構です。



「たかやまプレミアム付商品券」販売開始のお知らせ 15,000円分の商品券を10,000円で販売(50%お得)

高山村では、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴い、地域経済の活性化対策として、村内店舗等で利用できる「たかやまプレミアム付商品券」を販売します。皆さんの力で高山村を盛り上げていきましょう!!

◎商品券の購入にあたって

- 購入できる方** 令和3年4月1日現在で高山村に住所を有する方
※令和3年4月1日以降に出生・転入等により高山村に住所を有する方も購入できます。
- 販売額** 1冊10,000円(1,000円券×15枚綴り) ※お1人様5冊まで
- 販売期間** 1次販売 令和3年5月6日(木)～令和3年10月29日(金) 午前9時～午後4時(土日祝日を除く)
※1次販売では、村民の方全員が購入できるよう商品券を確保してありますので、計画的にお買い求めください。
※2次販売を令和3年11月1日(月)より開始します。1次販売の商品券残数状況により購入上限額を引き上げるなど販売方法の変更を予定しています。
- 販売場所** 高山村役場 地域振興課にてお求めください。 ※本人確認ができるものを提示してください。

本人確認書類		
1点で足りるもの	運転免許証、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、住基カード(写真有)、在留カード など	
2点必要なもの	①を2点、もしくは①と②の各1点	
	①写真のない書類	保険証、年金(手帳・証書)、住基カード(写真無し)など
	②写真入り書類	学生証、法人が発行した身分証明書、国や地方公共団体が発行した資格証明書 など

※同一世帯や同居親族の方の代理購入が可能です。

それ以外の方が代理で購入する場合は、**委任状の提出**が必要です。

◎商品券ご利用上の注意

- ・商品券の有効期間は、**令和4年2月28日(月)まで**となります。
- ・有効期間後は無効です。また、買い戻しはできません。
- ・お会計前に、商品券ご利用の旨をお知らせください。
- ・釣り銭は支払われません。
- ・盗難、紛失又は滅失等に対して発行者は責任を負いません。

◎商品券でご利用できない商品やサービス

- ・換金性の高いものの購入(商品券・図書券・ビール券・切手・印紙・プリペイドカード等)
- ・現金との換金、金融機関・電子マネー等への入金
- ・国や地方公共団体、公共料金等への支払い、出資・債務支払・仕入等の事業資金
- ・その他商品券取扱店が指定する商品やサービス

◎商品券取扱店

※申込順

建設・建築・設備・リフォーム等		飲食店	手作り・雑貨販売等
小倉建築 大畑設備＋ 唐澤畳店 高山電機設備(株) (有)カネタエンジニアリング (株)須藤工務店 (株)平形土建	田村建築 (有)OHKI	そば寿司処 いな穂(東吾妻町) 食事処 扇屋	中山工房 手づくりの店 こすもす
	小淵工業	生活関連サービス	サービス業
	深石電設(株)	高山クリーニング ヘアーズ サイトウ	ロックハート城 (有)山田商事
	(有)林建設	メナードフェイシャルサロン渋川阿久津 高山村シルバー人材センター	(有)鈴木自動車(東吾妻町) 道の駅「中山盆地」 高山温泉ふれあいプラザ・コテージ
	武田内装 荒木塗装	学習支援	高山温泉いぶきの湯 みどりの村キャンプ場
小売店・惣菜・農産物販売		あがつまパソコン教室(中之条町) 不動産・賃貸 中澤不動産	
小平精肉店 すーぱーこいけ高山店 セブンイレブン群馬高山中山店 テック おおしま	丸勝商店 全農群馬県本部 高山給油所 銀河高原ファーム 倉田酒店 (サポート)	商品券を利用できる取扱店を随時募集中です!!	

《お問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎ 0279 - 26 - 7944(直通)

山火事防止 について

陽気が暖かくなり、連休にかけて行楽や入山者等、山野で人が活動することが多くなることかと思います。

林野火災の出火原因としては、たばこや火の不始末など人的要因によるものが多く、火気を取扱う際には必ず消火を確認してください。

また、家庭においても燃

えやすい物を火の近くにおかない等、予防消防に努めましょう。
万一、火災を発見した場合は、局番なしの119へ、何が燃えているか・発生している場所・通報者の氏名を伝えてください。



令和3年3月末 住民基本台帳登録人口しらべ 男・女別				
行政区	男	女	計	世帯数
原	223	210	433	149
本宿	188	188	376	139
新田	242	271	513	190
五領	123	117	240	95
判形	267	302	569	231
役原	87	70	157	65
関田	118	106	224	86
戸室	97	110	207	66
火の口	54	50	104	41
北之谷	76	70	146	52
熊野	76	74	150	63
梅沢	109	97	206	98
梅沢 (おもてなし)	83	50	133	133
茶屋ヶ松	25	34	59	30
老人ホーム	15	39	54	54
合計	1,783	1,788	3,571	1,492
高山村大字中山	1,275	1,308	2,583	1,119
高山村大字尻高	508	480	988	373

令和3年3月31日

〔村民限定〕 小野子山 ゴヨウツツジ 登山参加者募集

高山村ガイドボランティア登山企画の参加者を募集します！県指定の文化財である高山村のゴヨウツツジ。樹高5・8mの大樹に真っ白に咲く美しいツツジを見に、一緒に登山しませんか。ガイドボランティアが皆さんを山岳ガイドします！

●開催日時

令和3年5月15日(土)
午前9時～午後2時(予定)

●場所

林道小野子山線、小野子山(1,208m)

●集合

午前8時45分
道の駅中山盆地

●持ち物

飲み物、昼食

●参加費

無料

●募集人数

先着15名(定員になり次第締切ります)
※保険は各自加入してください。

※標高差は2キロで420mあり。

●お問い合わせ先

高山村ガイドボランティア事務局(高山村役場地域振興課) 担当 林
☎0279・63・211

高山村ガイド ボランティア 新規会員募集

高山村ガイドボランティアでは、現在新規会員を募集しています。

高山村には新田宿本陣、中山城址等の史跡名所や伝統文化が今なお残されています。

この魅力を村内外へ伝えたい！高山村のことを詳しく勉強したい！という方、ガイドボランティアとして活動してみませんか？資格、性別、年齢不問です。会員の中には村外出身者の方も多くいます。

主な活動は、お客様から依頼を受けて史跡名所等をご案内する、ガイドイベント



トの企画、学習会実施等です。会員が丁寧に指導いたしますので、ご安心ください。
興味のある方は、事務局までお気軽にお問い合わせください。

●お問い合わせ先

高山村ガイドボランティア事務局(役場地域振興課内)
☎0279・63・211